

確認審査等に関する指針（平成十九年国土交通省告示第八百三十五号）の一部を改正する件（案）（下線部分は改正部分）

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条の三第一項の規定に基づき、同項に規定する確認審査等に関する指針を次のように定める。

第一 確認審査に関する指針

建築基準法（以下「法」という。）第六条第四項及び法第十八条第三項（これらの規定を法第八十七条第一項、法第八十七条の二並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する審査並びに法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による確認のための審査（以下「確認審査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは法第六条の二第一項の規定による確認の申請書の提出又は法第十八条第二項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第一条の三、第二条の二又は第三条（これらの規定を施行規則第三条の三第一項から第三項まで又は施行規則第八条の二第一項、第六項若しくは第七項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する申請書又は通知書の正本一通及び副本一通（法第六条第五項、法第六条の二第三項又は法第十八条第四項に規定する構造計算適合性判定（以下単に「構造計算適合性判定」という。）を要する場合にあつては、副本二通）並びにこれらに添えた図書及び書類（第五項第三号において「申請書等」という。）の記載事項が相互に整合していることを確かめること。

二～六 （略）

3 申請等に係る建築物等の計画が、法第六条第一項（法第六条の三第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する建築基準関係規定（以下単に「建築基準関係規定」という。）に適合するかどうかの審査（法第二十条第一号から第三号までに定める基準（同条第一号、第二号イ又は第三号イの政令で定める基準に従った構造計算によって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの審査（次項において「構造計算の確認審査」という。）を除く。）は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 施行規則第一条の三第一項の表一及び表二、同条第四項の表一、第二条の二第一項の表並びに第三条第一項の表一及び表二の各項の（ろ）欄（これらの規定を施行規則第三条の三第一項又は施行規則第八条の二第一項において準用する場合を含む。）に

掲げる図書に記載されたこれらの欄に掲げる明示すべき事項に基づき、建築基準関係規定に適合しているかどうかを審査すること。ただし、施行規則第一条の三第五項各号、第二条の二第二項各号又は第三条第四項各号（これらの規定を施行規則第三条の三第一項から第四項まで又は施行規則第八条の二第一項、第六項若しくは第七項において準用する場合を含む。）の規定により添えることを要しないとされた図書及び明示することを要しないとされた事項については、この限りでない。

二～八 （略）

4 構造計算の確認審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

- 一 申請又は通知に係る建築物の安全性を確かめるために行った構造計算の種類が、当該建築物の構造又は規模に照らして法第二十条に適合していることを確かめること。
- 二 申請又は通知に係る建築物の安全性を確かめるために行った構造計算の種類が、証明書の写しの記載事項と整合していることを確かめること。ただし、当該建築物が建築士法第二十条の二の規定の適用を受ける場合にあっては、この限りではない。
- 三 次のイからニまでに掲げる構造計算の区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定めるところにより審査を行うこと。
 - イ 法第二十条第一号の規定に基づき建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十一条第一項に規定する基準に従った構造計算申請又は通知に係る建築物の計画が、同号の規定に基づく国土交通大臣の認定に係る認定書の写しにより、当該認定を受けた構造方法によるものであることを確かめ、かつ、構造図その他の申請書又は通知書に添えられた図書及び書類の記載事項と整合していることを確かめること。
 - ロ 法第二十条第二号イの規定に基づき令第八十一条第二項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるもの 次に定めるところにより行うこと。
 - (1) 法第六条第五項、法第六条の二第三項又は法第十八条第四項の規定により構造計算適合性判定を求めるときにおいて、別表（に）欄に掲げる判定すべき事項のうち、構造計算適合性判定において留意すべきものがある場合においては、施行規則第二条第二項第二号（施行規則第三条の四第四項又は施行規則第八条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類を添えること。
 - (2) 法第六条第八項若しくは第九項、法第六条の二第五項若しくは第六項又は法第十八条第七項若しくは第八項の規定による構造計算適合性判定の結果を記載した通知書（以下「判定結果通知書」という。）の交付を受ける前においては、別表（い）欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表（ろ）欄に掲げる図書に基づき、同表（は）欄に掲げる審査すべき事項について審査すること。
 - (3) 判定結果通知書の交付を受けた後においては、次に定めるところによること。
 - (i) 判定結果通知書に構造計算が適正に行われたものである旨が記載されている

るかどうかを確認すること。

- (ii) 構造計算適合性判定の結果に基づき、別表（に）欄に掲げる判定すべき事項について審査すること。この場合において、第二第四項第三号の規定により判定結果通知書に記載された構造計算適合性判定における所見について確かめること。

ハ 法第二十条第二号イ又は第三号イの規定に基づき令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものロに定めるところにより行うこと。この場合において、国土交通大臣の認定を受けたプログラムの当該認定に係る認定書の写しの内容を確認するとともに、別表（は）欄に掲げる審査すべき事項及び同表（に）欄に掲げる判定すべき事項のうち、国土交通大臣によるプログラムの認定に当たり国土交通大臣が指定した図書以外の図書に係る審査すべき事項及び判定すべき事項については、その審査を省略することができるものとする。

ニ 法第二十条第三号イの規定に基づき令第八十一条第三項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるもの別表（い）欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表（ろ）欄に掲げる図書に基づき、同表（は）欄に掲げる審査すべき事項について審査すること。ただし、施行規則第一条の三第一項第一号ロ（2）（施行規則第三条の三第一項又は施行規則第八条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく国土交通大臣の認定に係る認定書の写しが添えられたものにあつては、申請又は通知に係る建築物又はその部分の計画が当該認定を受けた建築物又はその部分に適合することを確認するとともに、当該認定の際に国土交通大臣が指定した構造計算の計算書により審査すること。

5 （略）

第二 構造計算適合性判定に関する指針

構造計算適合性判定は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 （略）

3 構造計算適合性判定のための審査は、次の各号に掲げる構造計算の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 法第二十条第二号イの規定に基づき令第八十一条第二項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるもの別表（い）欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表（ろ）欄に掲げる図書に基づき、同表（に）欄に掲げる判定すべき事項について審査すること。

二 （略）

4 （略）

第三～第四 （略）

別表

	(い)	(ろ)	(は)	(に)
	区分	図書の 種類	審査すべき事項	判定すべき事項
(一)	令第八十一条第二 項第一号イに規定 する保有水平耐力 計算により安全性 を確かめた建築物	(略)	(略)	(略)
(二)	令第八十一条第二項第一 号ロに規定する限界耐力 計算により安全性を確か めた建築物	(略)	(略)	(略)
		屋根ふ き材等 計算書	屋根ふき材、 <u>安全上重 要である天井（令第八 十二条の五第七号に 基づき、国土交通大臣 が定めるものをい う。）</u> 及び屋外に面す る帳壁が令第八十二 条の五第七号の規定 に適合していること。	屋根ふき材、 <u>安全上重 要である天井（令第八 十二条の五第七号に 基づき、国土交通大臣 が定めるものをい う。）</u> 及び屋外に面す る帳壁が令第八十二 条の五第七号の規定 に適合していること。
		(略)	(略)	(略)
(三)	令第八十一条第二 項第二号イに規定 する許容応力度等 計算により安全性 を確かめた建築物	(略)	(略)	(略)
(四)	(略)	(略)	(略)	(略)